



大気汚染防止法に基づく 石綿飛散防止対策について

令和7年度 埼玉県 石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令説明会

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室



- 1. 大気汚染防止法に基づく石綿飛散
防止対策**
- 2. 大気汚染防止法施行状況調査**
- 3. その他（石綿飛散防止等に係る普
及啓発ほか）**

大気汚染防止法に基づく石綿飛散防止対策

背景

- 石綿の消費量の約9割は、建材製品に係るものであり、今後、建築物の老朽化等に伴い、石綿を含む建材を使用した建築物の解体等工事が増加すると見込まれている。
- このため、建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止については、引き続き、十分な対策を講じていく必要がある。

<参考>

石綿を含む製品の製造は、労働安全衛生法に基づき順次規制され、平成18年に全面的に禁止されている。

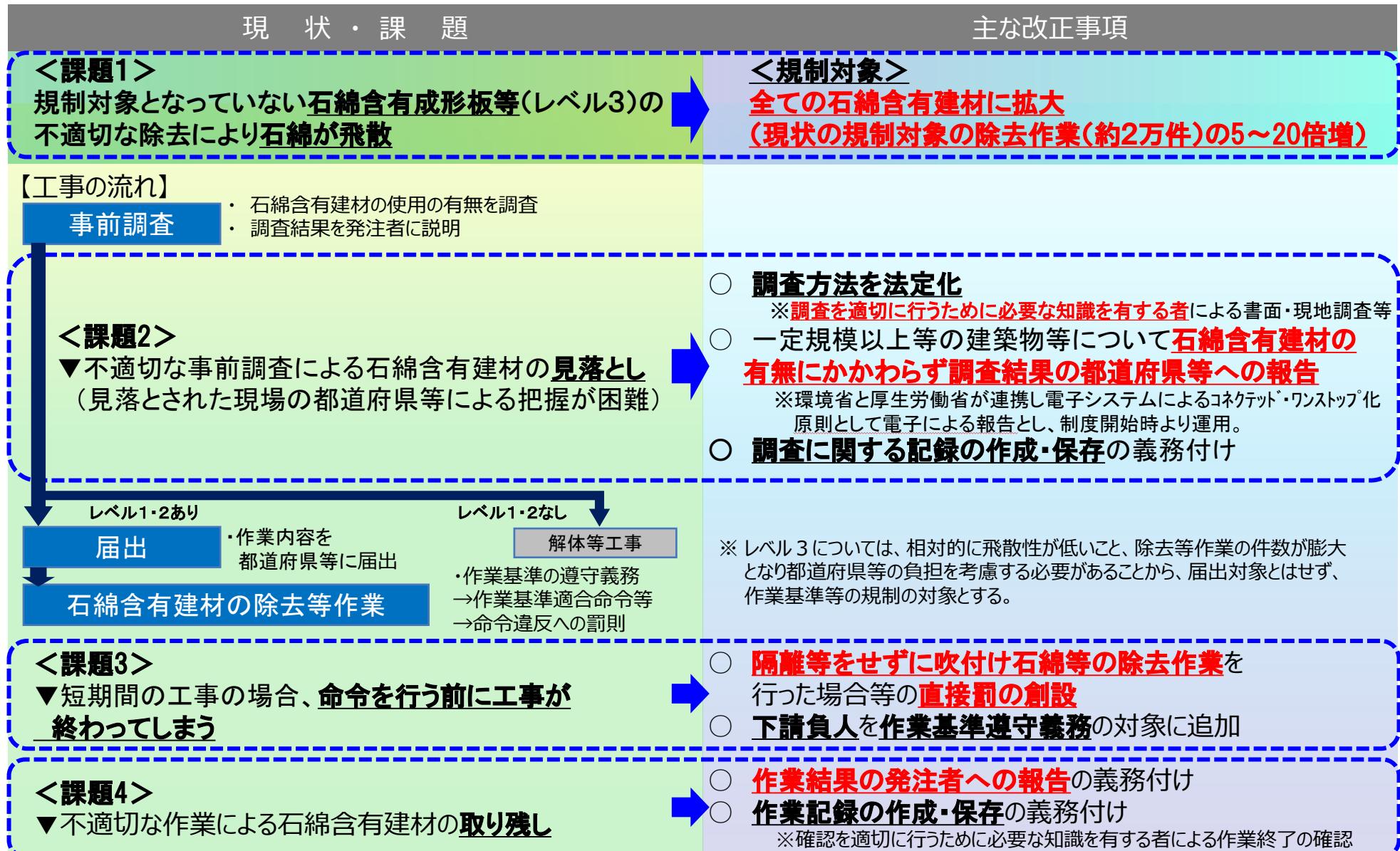


大気汚染防止法に基づく建築物の解体等における石綿飛散防止対策の経緯

- 平成7年の阪神・淡路大震災で倒壊ビルの解体等に伴う石綿飛散が問題になったことを踏まえ、平成8年に、石綿の飛散しやすい建築材料を使用した建築物の解体等に対し、届出と作業基準の遵守等が義務付けられた。
- 平成17年、石綿健康被害に関する報道を受け、社会的懸念が高まったことを踏まえ、規制対象建築物の規模要件の撤廃等が行われた。平成18年には大防法が改正され、建築物以外の工作物の解体作業等も規制対象とされた。
- その後も、建築物の解体現場周辺等におけるモニタリング調査において、不適正な取り扱い等に伴う石綿の飛散事例が散見されたことから、平成25年6月に大防法を改正し、石綿の有無に関する事前調査の義務付け、工事実施の届出義務者を受注者から発注者に変更する等、規制を強化した。（平成26年6月施行）
- また、従来は規制対象ではなかった石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることが判明したこと等から、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年6月に大防法を改正し、規制対象を全ての建材に広げること、事前調査の信頼性の確保等の規制を強化した。（一部の規定を除き令和3年4月1日から施行）

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (R2.6.5公布)

- 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策を一層強化する。



大気汚染防止法の改正事項と施行日



令和8年1月
施行（工作物）

解体等工事に係る規制概要

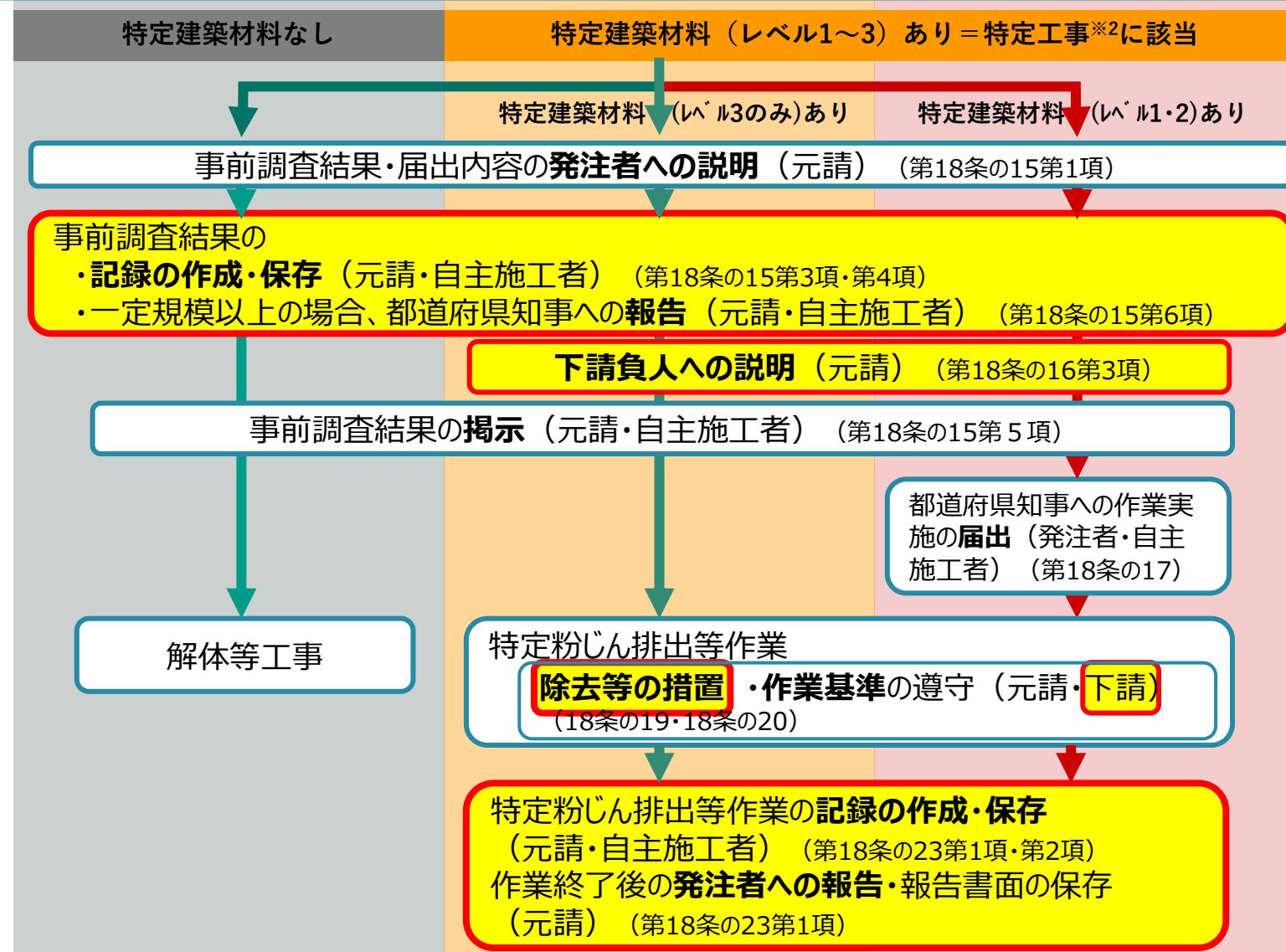
※1 特定建築材料：吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)

※2 特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

発注

＜凡例＞
赤枠：R2改正点

事前調査（特定建築材料※1の使用有無の調査）（元請又は自主施工者）（第18条の15第1項・第4項）



解体等工事に係る事前調査の方法

- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書 その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査 その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(法第18条の15第1項)

□ 事前調査の方法（規則第16条の5）



書面調査



目視調査

明らかに
ならなかった場合



or

石綿ありと
みなす

分析調査

【令和2年11月30日施行通知】

- 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、解体等工事に該当しないため、事前調査も不要。
- 解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、設置工事着手日の確認を行い、それ以降の調査は不要。

事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者

□ 事前調査を行う者（調査を適切に行うために必要な知識を有する者）

（令和2年環境省告示第76号）

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（特定・一般・一戸建て）
または、上記と同等以上の能力を有すると認められる者（一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者）
※一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る
- 工作物石綿事前調査者講習を修了した者

建築物関係
R5.10.1施行
工作物関係
R8.1.1施行

* 設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても行うことができる。

* 施行日前でも有資格者に事前調査を行わせることが望ましい。

□ 石綿含有建材調査者講習

建築物関係

登録講習機関数： 129機関 (R7.9.17時点)

講習修了者数： 257,886人 (R7.9月末時点)

工作物関係

登録講習機関数： 58機関 (R7.11.11時点)

講習修了者数： 16,788人 (R7.9月末時点)

登録講習機関一覧：<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



事前調査を適切に行うために必要な知識を有する者(工作物)



大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月環境省令第10号）

設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正（令和5年6月環境省告示第47号）（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

- 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならない。ただし、特定工作物以外の工作物については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。（第16条の5）

特定工作物Ⅰ	工作物石綿事前調査者
※建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物	
特定工作物Ⅱ ※主に建材が使用されている工作物、又は建材類似の工作物	<ul style="list-style-type: none">・工作物石綿事前調査者・一般建築物石綿含有建材調査者・特定建築物石綿含有建材調査者・令和5年9月までに日本アスベス ト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物うち、塗料その他の石綿等が使 用されているおそれがある材料の除去等に係るもの	

特定工作物	I 1：反応槽、2：加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：焼却設備、5：発電設備、6：配電設備、7：変電設備、8：送電設備、9：配管設備、10：貯蔵設備 II 6：煙突、12：トンネルの天井板、13：プラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い
-------	--

- 令和7年8月に、厚生労働省が、「工作物石綿事前調査者講習標準テキスト」を改訂した。

※令和7年11月に一部訂正

- このテキストは、登録講習機関が工作物石綿事前調査者講習を実施するための参考資料という位置づけ
- この資料により、特定工作物の範囲等が明確にされている。

【工作物石綿事前調査者講習 標準テキスト】

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/material/>

工作物石綿事前調査者講習 標準テキスト

2024年（令和6年）4月

（令和7年8月改訂）

（令和7年11月改訂）

厚生労働省労働基準局安全衛生部

- ②加熱炉：工業炉のことであり、日本標準商品分類の工業炉（435）に属するもの。ただし、耐火物で覆われた加熱室を有しないもの、及び加熱される空間が耐火物又は絶縁物で覆われた構造物を有しないものは除く。
- ③ボイラー・圧力容器：安衛法施行令第1条第3号で規定するボイラー、同条第4号で規定する小型ボイラー、同条第5号で規定する第一種圧力容器、同条第6号で規定する小型圧力容器、同条第7号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第3項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器に該当するもの。なお、建築物内に設置されたボイラーも特定工作物に該当する。
- ④焼却設備：廃棄物焼却設備の場合、設備全体が適用範囲となるが、付随する煙突は「⑪煙突」と整理される。なお、焼却設備が設置された建物については建築物に該当する。

工作物石綿事前調査者講習標準テキスト

⑤発電設備：電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、発電設備が設置された建物については、建築物に該当する。

なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。

⑥配電設備：電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、配電設備が設置された建物については、建築物に該当する。

なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。

⑦変電設備：電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。また、設備全体が適用範囲となるが、変電設備が設置された建物については、建築物に該当する。

なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。

⑧送電設備：電気事業法第38条第2項で規定する事業用電気工作物に該当するもの。建築物内に設置された事業用電気工作物も特定工作物に該当する。

送電設備のケーブルは、延焼防止用の塗料やシール材に石綿等が使用されていたという報告があるため、対象に含まれる。

また、設備全体が適用範囲となるが、送電設備が設置された建物については、建築物に該当する。

なお、電気事業法第38条第1項で規定する一般用電気工作物は、特定工作物に該当せず、一般用電気工作物のうち、建築物に設ける電気の供給の設備に当たる建築設備は建築物に該当し、それ以外の物は、特定工作物以外の工作物に該当する。

⑨配管設備：建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備は除かれる。

　プラント配管、農業用パイプライン及び下水道管は含まれるが、上水道管は除かれる。

⑩貯蔵設備：消防法第2条で規定する危険物、高圧ガス保安法第2条で規定する高圧ガス又は高圧ガス保安法第3条で規定する高圧ガス保安法の適用外となっている高圧ガスを貯蔵するものが含まれ、穀物を貯蔵するための設備は除かれる。また、設備全体が適用範囲となるが、貯蔵設備が設置された建物については、建築物に該当する。

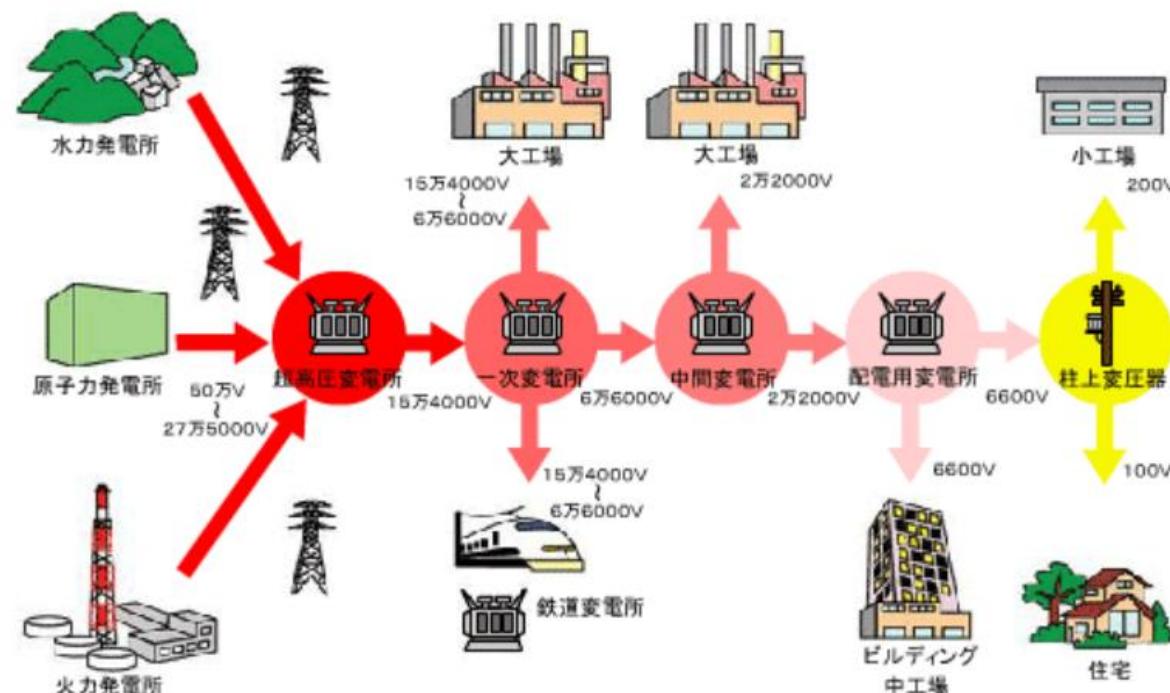
⑪煙突：建築物に設ける排煙設備等の建築設備は除かれる。

⑫トンネルの天井板：トンネルには鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まれない。

⑯観光用エレベーターの昇降路の囲い：「観光用エレベーター」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第2項第1号「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」のうち、乗用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）。なお、建築物に該当するものは除かれる。

⑤発電設備 ⑥配電設備 ⑦変電設備 ⑧送電設備：電気設備の共通事項について

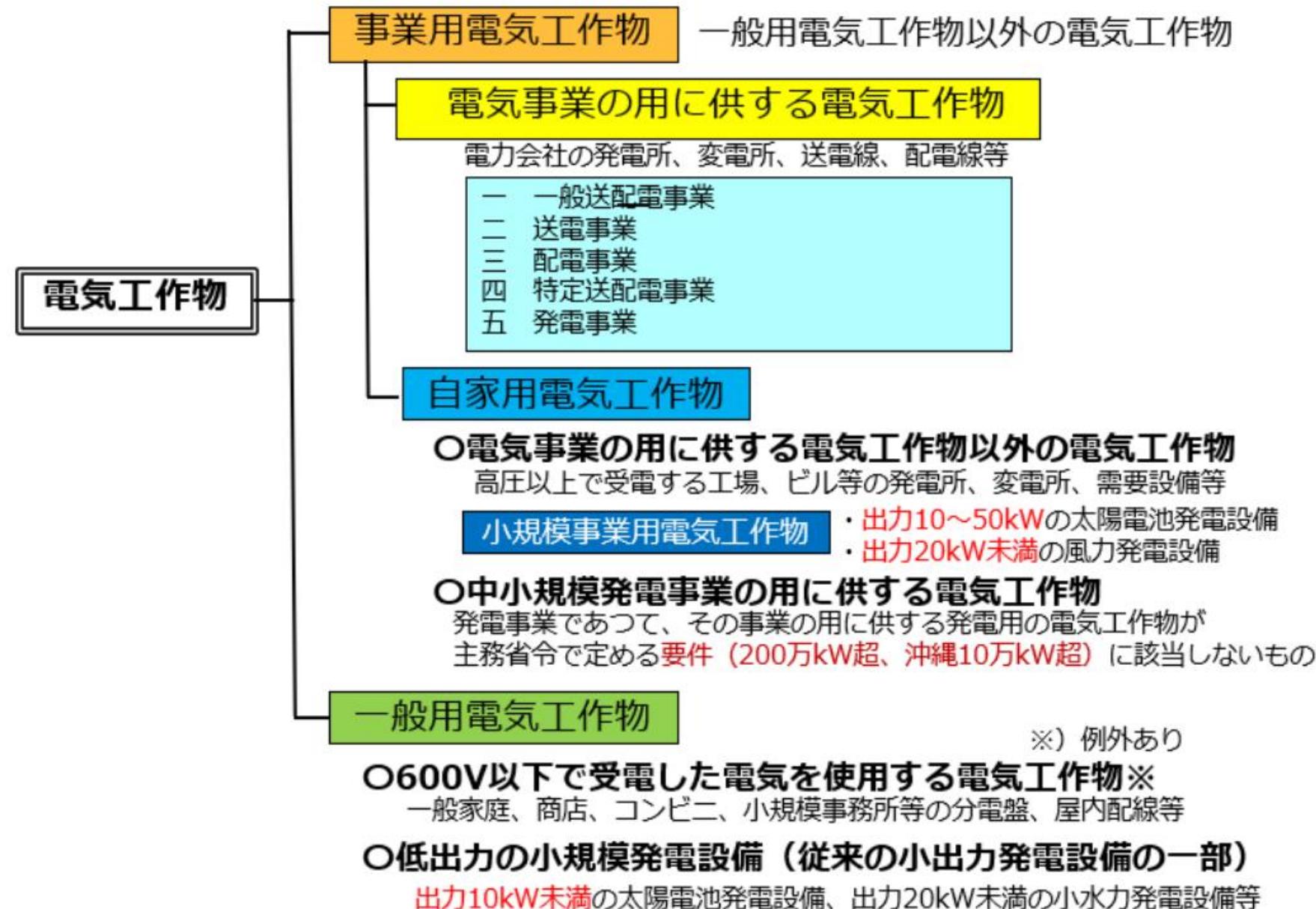
電気設備には、図 2.6 に示す電気事業者側の発電設備、配電設備、変電設備、送電設備の他、需要家（電気を使用する側）の設備である、非常用発電機、キュービクル、分電盤等も含まれる。



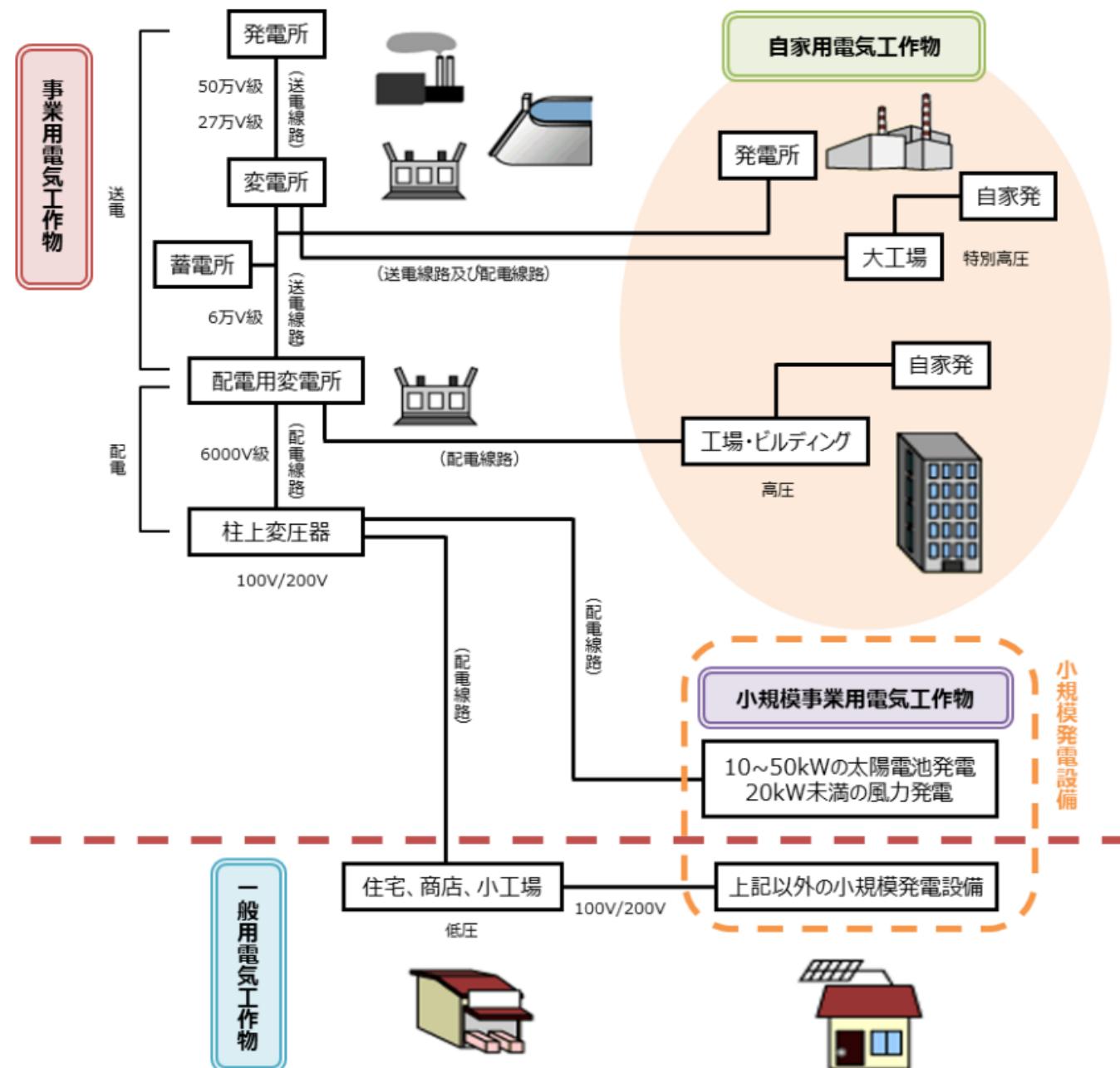
画像出典：電気事業連合会

図 2.6 電気事業者側の発電設備・配電設備・変電設備の全体像

特定工作物に該当するのは、電気事業法第 38 条第 2 項で規定する事業用電気工作物（電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物）であり、電気事業法第 38 条第 1 項で規定する一般用電気工作物は該当しない。図 2.7 に電気事業法における電気工作物の区分を示す。



工作物石綿事前調査者講習標準テキスト



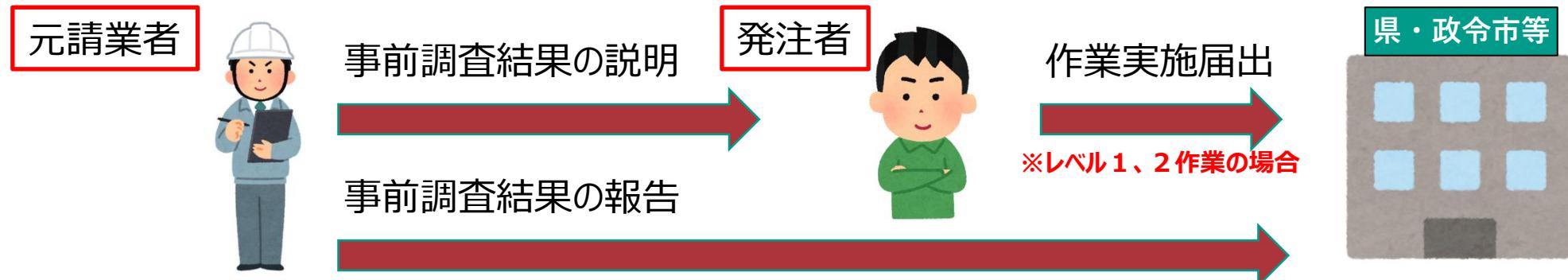
- 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければならない。
(法第18条の15第1項)
- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。
(法第18条の15第3項)

□ 事前調査の記録等（規則第16条の8第1項）

- 調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
- 解体等工事が終了した日から3年間保存

□ 発注者への説明の書面の写し（規則第16条の8第2項）

- 解体等工事が終了した日から3年間保存



- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
(法第18条の15第5項)

□ 事前調査結果等の掲示（規則第16条の9、第16条の10）

- **掲示の大きさ**：長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上の大きさ）
- **掲示内容**：
 - ✓ 事前調査の結果
 - ✓ 解体等工事の元請業者の名称及び住所、法人の代表者氏名等
 - ✓ 調査終了年月日
 - ✓ 建築物等の部分における特定建築材料の種類 など

□ 現場への備え置き

- 解体等工事の施工期間中、現場にある事務所等に備え置き、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録を現場で確認可能な状態にする。

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない。
(法第18条の15第6項)

□ 報告の対象 (規則第16条の11第1項)



解体工事
床面積合計80m²以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
※事前調査結果の報告対象工作物
(令和2年環境省告示第77号)

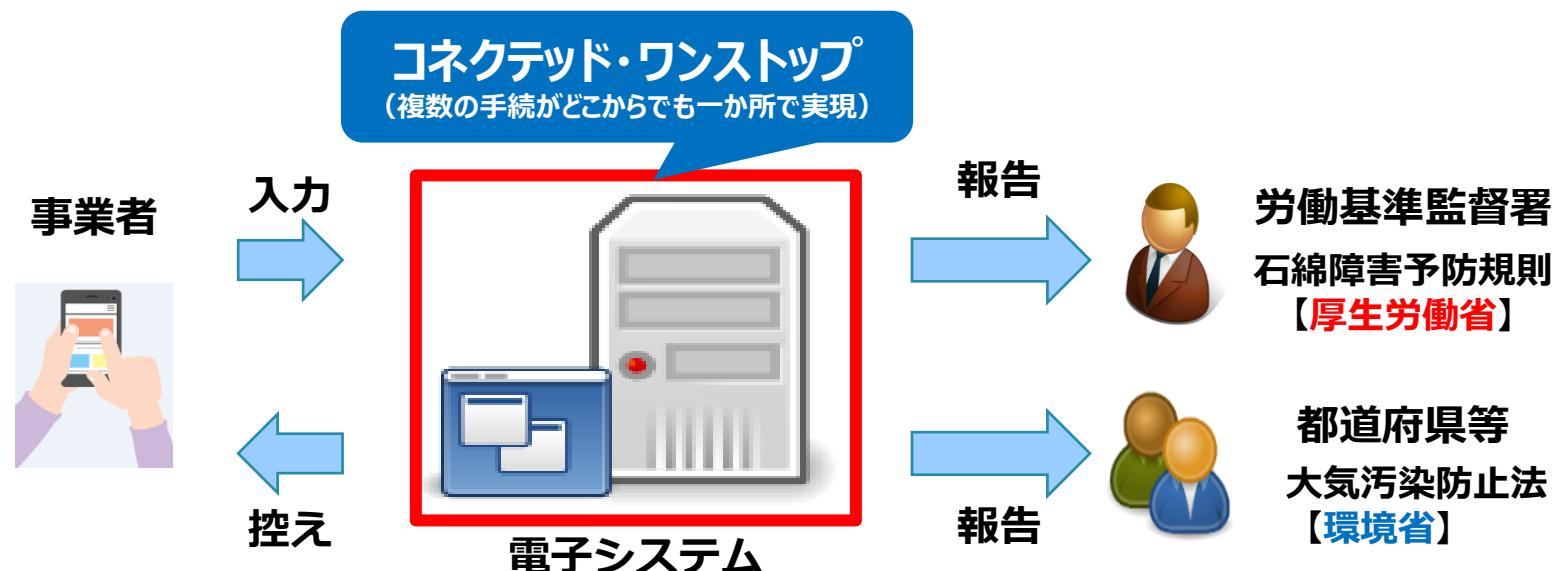
□ 報告の内容 (規則第16条の11第2項)

- 都道府県等が事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の概要、使用されている建築材料の種類など

□ 報告の方法（規則第16条の11第4項）

- ▶ 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備。
- ▶ 原則として電子による報告とする。建築物に係る報告件数は膨大な数になると考えられることから、一度入力した内容の自動入力やスマートフォン等からの入力を可能とするなど、利便性に配慮。

* システムの使用が困難な場合は、施行規則の様式による報告書によって行うこともできる。
(例) 災害でwebが使えない。スマホやタブレットを持っていない。

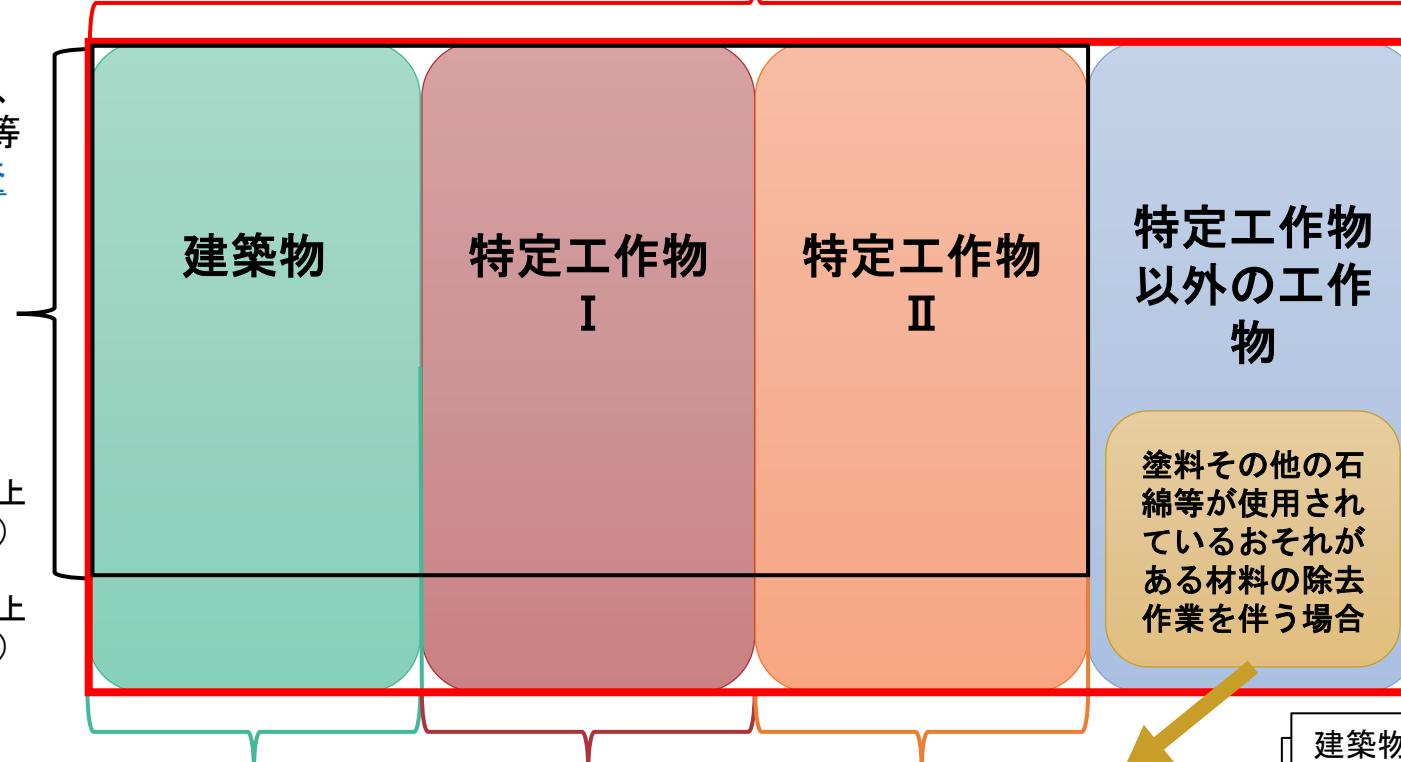


事前調査について（まとめ）

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体等
工事において、事前調査
結果の報告が必要

【報告対象】
(建築物)
○解体工事
床面積合計80m²以上
○改造・補修工事
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)
(工作物)
請負代金合計100万円以上
(材料費・消費税を含む。)



建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

特定工作物	I 1 : 反応槽、2 : 加熱炉、3 : ボイラー及び圧力容器、4 : 焼却設備、5 : 発電設備、6 : 配電設備、7 : 変電設備、8 : 送電設備、9 : 配管設備、10 : 貯蔵設備 II 6 : 煙突、12 : トンネルの天井板、13 : プラットホームの上家、14 : 遮音壁、15 : 軽量盛土保護パネル、16 : 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17 : 観光用エレベーターの昇降路の囲い
-------	--

大気汚染防止法施行状況調査

大気汚染防止法施行状況調査の概要



- 環境省では、毎年度、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、大気汚染防止法で規定する各種施設等に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、取りまとめている。（環境省HPで公開）
- 令和6年度調査（令和5年度実績）は令和7年3月公開
- 石綿に関しては、都道府県等の141地方公共団体から回答

https://www.env.go.jp/air/osen/law/seko_u.html

令和6年度

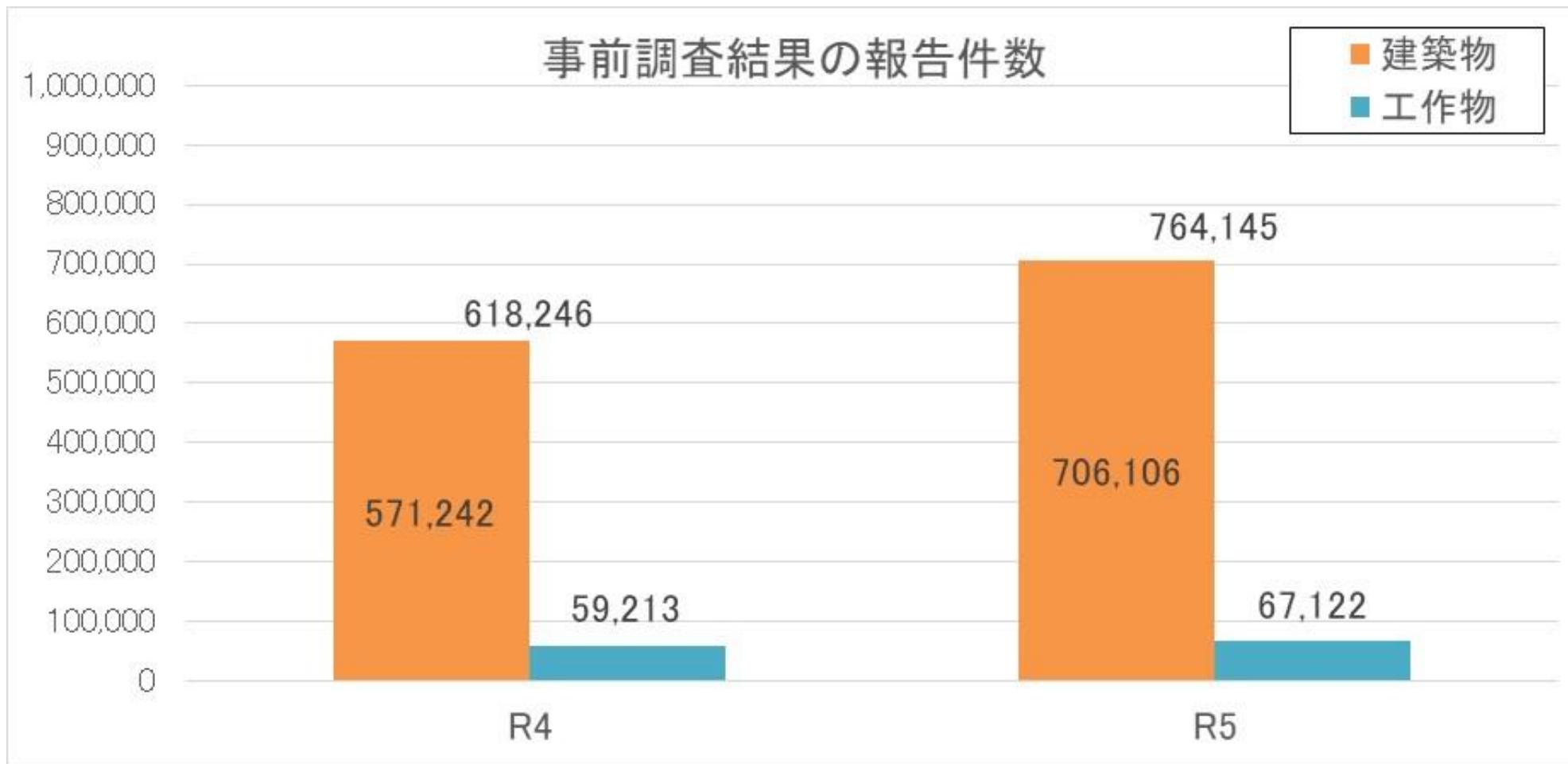
大気汚染防止法施行状況調査
(令和5年度実績)

令和7年3月

環境省 水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室

大気汚染防止法施行状況調査結果①

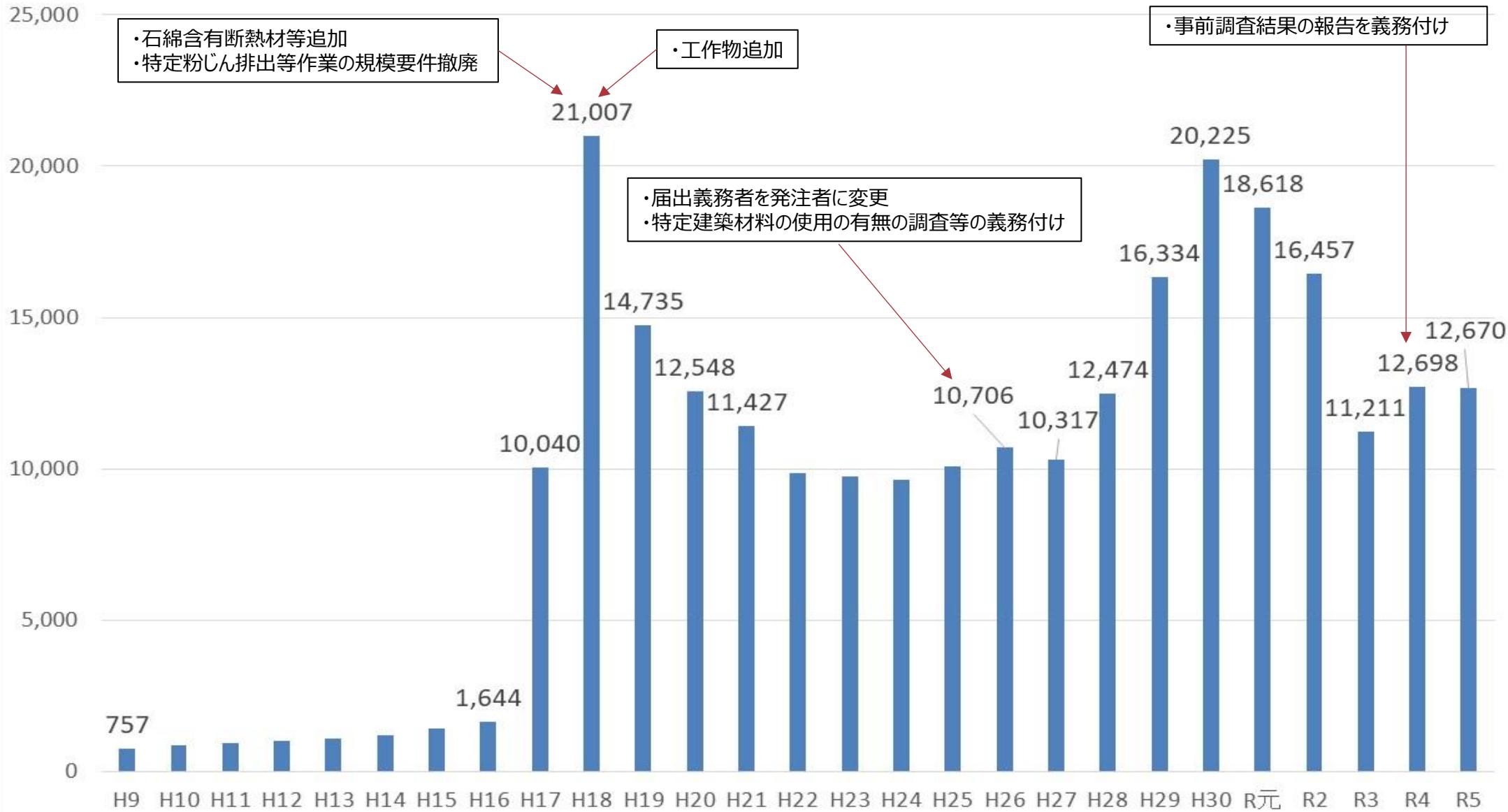
令和5年度事前調査結果報告件数：764,145件



(注) 建築物と工作物の両方に係る解体等工事を行う場合があるため、内数の合計と全体の値は一致しない。

大気汚染防止法施行状況調査結果②

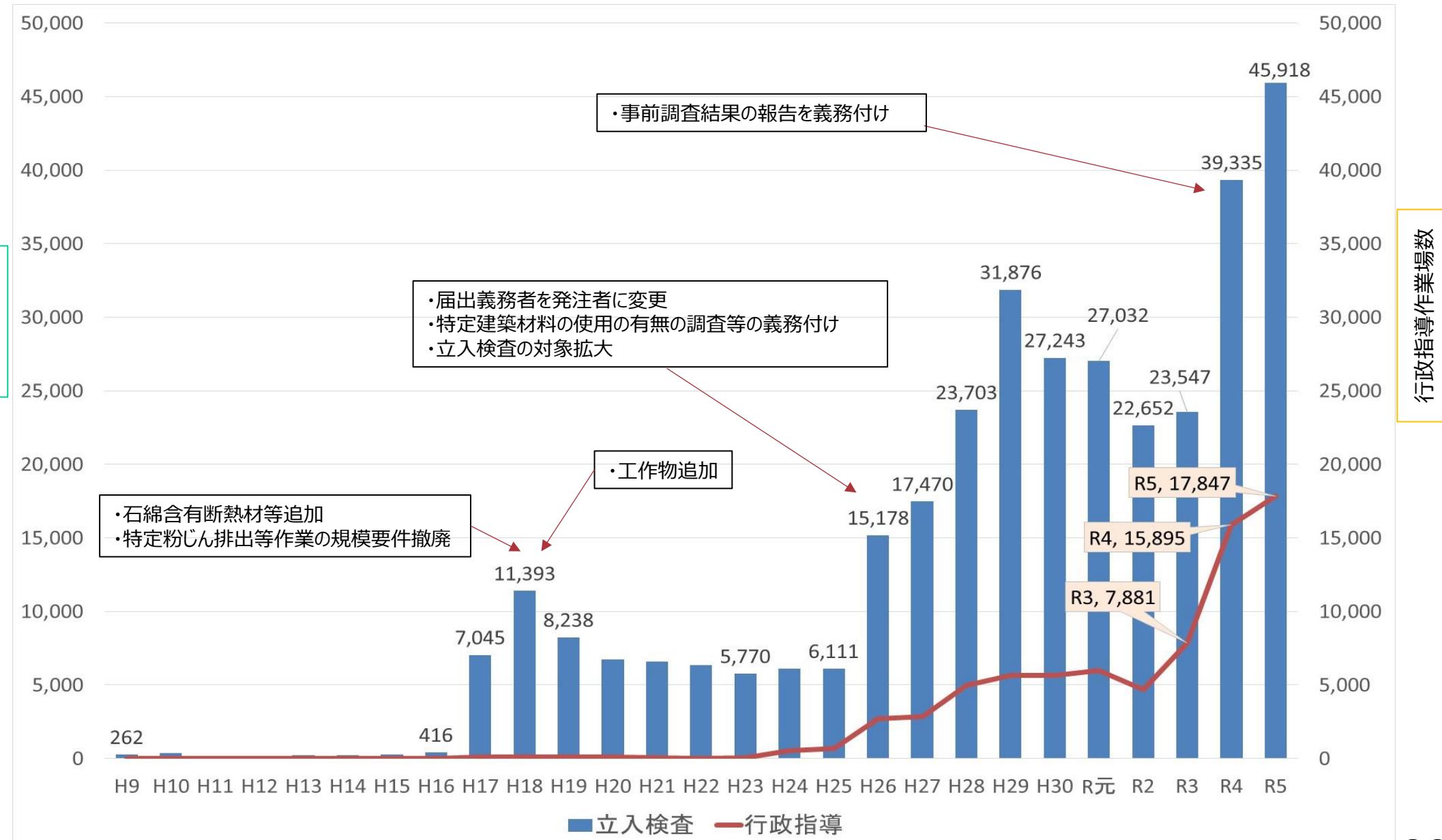
届出対象特定粉じん排出等作業実施件数



※吹付石綿、石綿含有断熱材等の除去等の作業

大気汚染防止法施行状況調査結果③

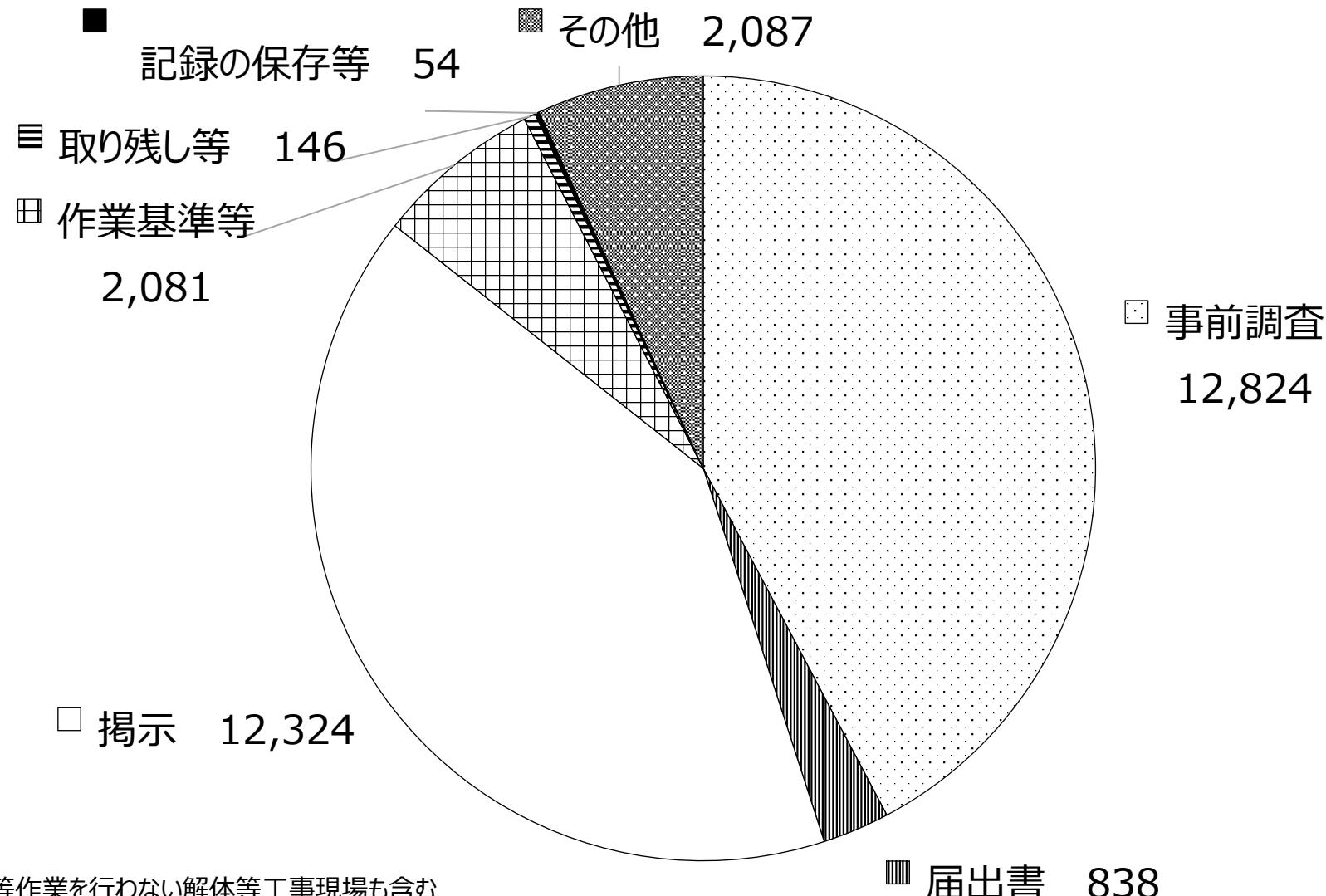
特定粉じん排出作業等現場※への立入検査・行政指導件数



大気汚染防止法施行状況調査結果④

令和5年度特定粉じん排出作業等現場※に係る行政指導内容

令和5年度行政指導作業場数：17,847件



その他 広報啓発の取組ほか

- 解体等工事の発注者は、元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に關し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。（法第18条の15第2項）
- 特定工事の発注者は、元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に關する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。（法第18条の16第1項）
- 2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。以下この条において同じ。）を他の者に請け負わせるとき及び当該特定工事の全部又は一部を請け負つた他の者（その請け負つた特定工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「下請負人」という。）が当該特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。（法第18条の16第2項）

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料（建築物関連）



住宅・マンションなどの解体・改修をご検討の皆様へ

解体工事、リフォーム工事、維持修繕工事など の解体等工事を行う場合には

大気汚染防止法に基づく

アスベスト 石綿事前調査 が必要です！

工事の発注者の皆様も事前調査の実施にご協力ください。



石綿事前調査の対象となる工事

原則として、すべての解体等工事が対象となります。

対象となる工事の例

解体工事、リフォーム工事、エアコン取付け工事、壁紙の張替え工事、外壁工事、塗装工事、原状回復工事、給湯器交換工事、キッチン・トイレ・浴室交換工事、通信機器設置工事、屋根の葺き替え工事、太陽光パネル設置工事、耐震補強工事等



適切な事前調査を行わないままに工事を実施すると、
石綿が飛散し、発注者、作業者、周辺住民の方の健康被害につながる
可能性があります。

石綿の飛散を防ぐために

⚠ 適正な業者に工事を依頼してください。

以下のような業者には注意しましょう！

- ✖ 石綿事前調査の費用を見積に盛り込んでいない。
- ✖ 調査に必要な資格（建築物石綿含有建材調査者）がない。
- ✖ 調査の結果を書面で報告してこない。

工事業者が適正に調査を行えるようご協力ください。

法律により、工事の発注者は工事業者が適正に石綿事前調査を行えるよう協力することが求められています。

- ・適正な費用の負担をお願いします。
- ・事前調査の実施期間を踏まえて工期への配慮をお願いします。
- ・調査に必要な設計図書等の提供や建物の写真の撮影許可をお願いします。

事前調査に関するよくあるご質問

Q1 事前調査ってどんなことをするの？

A1 原則として、調査に必要な資格を持つ者が、設計図書等を調べる「書面調査」と現地で建材等を確認する「目視調査」を行います。

上記で石綿の有無が明らかにならない場合には、「分析調査」を行うか「石綿が有るものとみなして、法に基づく石綿飛散防止措置を講じた上で工事をする」こともできます。なお、一定規模以上の工事の場合、元請業者から所管の地方公共団体に事前調査結果を報告する義務があります。

Q2 小規模の工事でも事前調査は必要ですか？

A2 必要です。

小規模の工事でも石綿が飛散する可能性があるため、原則として、工事の金額や建物の規模にかかわらず調査が必要です。

Q3 新しい建物でも事前調査は必要ですか？

A3 必要です。

新しい建物であっても事前調査は必要です。ただし、アスベストが全面禁止された2006年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物の場合は、設計図書等の書面で着手日を調査するだけで構いません。



環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5号館
TEL 03-3581-3351 (代表) <https://www.env.go.jp/>

環境省
Ministry of the Environment

石綿飛散防止等に係る普及啓発・広報資料（工作物関連）



令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
**工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。**

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ポイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を
取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得
が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは 法令違反です！

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです[※]
いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 反応槽
- 加熱炉
- ポイラー及び圧力容器
- 配管設備^{※1}
- 焚却設備
- 貯蔵設備^{※2}
- 発電設備^{※3}
- 變電設備
- 配電設備
- 送電設備^{※4}

いいえ

はい

工作物石綿事前
調査者資格が
必要

建築物石綿含有建材調査者の
資格をもってても、別途、
工作物石綿事前調査者の資格
を取得する必要があります。

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建物物に設ける計画設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、照 明設備等の建築設備を除く。
※2 設計を目的とするための設備を除く。
※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
※4 ケーブルを除く。
※5 建築物に設ける排水設備等の建築設備を除く。
※6 建築物であるものを除く。

はい

いいえ

・工作物石綿事前調査者
・一般・特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査
診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、
登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishikawa.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(R7.3)

32





環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室
TEL : 03-5521-8293
E-mail : kanri-kankyo@env.go.jp